

奈良市里親支援事業委託に係る公募型プロポーザルへの質問事項と回答

令和3年12月13日

奈良市子ども未来部児童相談所設置推進課

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項5ページ ②及び③について	企画提案書の説明資料として、プレゼンテーション用のパワーポイントを作成してもよいのでしょうか？ その場合、パワーポイントの資料も、12月17日までに提出しなければならないのでしょうか？	プレゼンテーション時の使用資料は企画提案書のみとします。従って、パワーポイントの使用は可能ですが、企画提案書として12月17日までのご提出をお願いします。
2	仕様書1ページ 4(1)について	里親制度説明会をはじめ、交流イベントやシンポジウムを奈良市内で開催する場合、奈良市所有の施設を借用することは可能でしょうか？ また可能である場合、賃借料については、他の団体と同等の費用がかかりますでしょうか？(奈良市主催の活動として、別段の定めがありますでしょうか？) 加えて、次年度完成する奈良市子どもセンターの一室を使用することはできますでしょうか？	奈良市の施設利用が可能です。施設の使用料は、各施設の定めによりますが、奈良市里親支援事業委託の一環においては、奈良市主催の事業として減免される場合があります。 奈良市子どもセンター開設後は、センターの一室を使用いただくことも可能ですが、長期間継続しての使用は不可とします。
3	仕様書2ページ 4(3)について	ア「委託里親への支援」における委託解除後の必要な支援について、想定されておられる具体的な支援内容はありますか？	次回の里親の養育に活かされるよう、振り返り及び、個々に応じた必要なフォローを想定しています。その他、想定される支援についてのご提案を希望します。
4	仕様書3ページ 4(3)について	エ「里親への意向調査」について、実施にあたり、奈良市内で里親登録をされた方に関する情報は、適宜提供していただける形になりますでしょうか？	事業の実施にあたり必要な情報につきましては、適宜提供させていただきます。

5	仕様書3ページ 5(2)について	里親リクルーター及びトレーナーのうち1名は専従とのことですが、専従の具体的な勤務形態モデルはありますでしょうか？ また、奈良市里親支援事業に支障のない限りは、別の業務(他の自治体の類似業務など)に従事することは可能でしょうか？	専従の職員は、その勤務時間内において、他の業務に従事しないこととします。勤務形態については特段の定めはございません。
6	様式4 業務の実施体制調書について	「従事頻度」の書き方について、具体例はありますでしょうか？(週5日等)	週あたりの頻度、勤務時間の記載をお願いします。